

# 公益法人等の県民税の課税免除について(お知らせ)

山梨県総合県税事務所

収益事業を行っていない公益法人等については、原則、毎年4月30日までに法人県民税均等割額を申告納付していただく必要があります。

ただし、山梨県県税条例に定める次の1に掲げる「課税免除を受けることができる法人等」で「収益事業を行っていない」場合については、別途申請に基づき、法人県民税(均等割)の課税の免除をすることができます。

この課税免除を希望する場合には、次の1に掲げる法人等に該当するかを確認のうえ、提出期限を守って申請してください。

## 1 課税免除を受けることができる法人等(ただし収益事業を行う法人等は、課税免除を受けることはできません)

- (1) 公益社団法人、公益財団法人(特例民法法人を含む)
- (2) イ 地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社  
ロ 行政書士会、司法書士会、社会保険労務士会、税理士会、土地家屋調査士会及び弁護士会  
ハ 自動車安全運転センター、独立行政法人自動車事故対策機構、酒造組合、酒造組合連合会、酒販組合、酒販組合連合会、商工会、商工会議所、商工会連合会、消防団員等公務災害補償等共済基金、職業訓練法人、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方公務員災害補償基金、都道府県職業能力開発協会、独立行政法人日本スポーツ振興センター及び労働災害防止協会  
ニ 地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体  
ホ 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人

## 2 課税免除の申請方法について

**申請方法:** 公益法人等の県民税の課税免除申請書(第46号様式)により申請

**提出期限:** 課税免除を受けようとする県民税の納期限(4月30日)まで

**添付書類:** 定款、寄付行為、規約又は規則等の事業目的(内容)を確認できるもの

\*NPO 法人の場合は、県知事(又は内閣府国民生活局長)名の特定非営利活動法人の設立認証通知書の写しも添付してください。

\*税務署から法人税の申告を要しない旨の確認を受けている場合には、確認通知の写しを添付してください

**提出先:** 山梨県総合県税事務所(〒406-8601 笛吹市石和町広瀬785東八代合同庁舎)

※法人等の設立について県税事務所に提出していない場合には、併せて「法人等の設立等の届出書」(第44号様式の2)を提出してください。

## 3 課税免除を受ける場合の注意

- 課税免除承認前の事業年度における法人県民税(均等割)は、必ず申告納付しなければなりません。
- 提出期限までに上記書類をご提出いただけない場合は、法人県民税(均等割)の免除は行えません。
- 課税免除を受けた事業年度以降の各事業年度については、原則として法人県民税(均等割)は引き続き免除となります。

ただし、収益事業の開始等により課税免除を受けた事由が止んだ場合は、その止んだ日の属する事業年度以降の各事業年度について、法人県民税等の申告納付が必要となりますので、速やかに「収益事業を開始」した旨を県税事務所まで届け出てください。

※再度「収益事業を廃止」した際に課税免除を受ける場合には、改めて「収益事業を廃止」した旨の届出と「課税免除の申請」が必要となります。